

変動金利定期預金規定（インターネット支店用）

お預け入れの定期預金につきましては、その種類に応じ本規定書に記載した規定によりお取り扱いさせていただきますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

【変動金利定期預金規定】（単利型）

第1条 預金の支払時期

この預金は、取引明細書に記載の満期日以後に支払います。

第2条 利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

第3条 利息

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - （1）預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および取引明細書に記載の中間利払利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に普通預金口座へ入金します。
 - （2）中間利払日数および取引明細書に記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
2. この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日またはにおける普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
3. この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
 - （1）預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - （2）預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------|
| ① 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ② 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ③ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ④ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑤ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条 預金の解約

この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

以 上

(2020年4月1日改訂)

【自動継続変動金利定期預金規定】(単利型)

第1条 自動継続

1. この預金は、取引明細書に記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、預入金額に応じて、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(スーパー定期)または自由金利型定期預金(大口定期預金)の店頭表示の利率に、継続日における当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第2条 利率の変更

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。第2条および第3条第1項において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入期間に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金(スーパー定期)または自由金利型定期預金(大口定期預金)の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

第3条 利息

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - (1) 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および取引明細書に記載の中間利払利率(第2条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。
 - (2) 中間利払日数および取引明細書に記載の利率(第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項に規定する利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
2. 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率により計算します。
3. この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

- (1) 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | |
|---------------|----------|
| ① 6か月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ② 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50% |
| ③ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ④ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑤ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条 預金の解約

この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

以 上
(2020年4月1日改訂)

【変動金利定期預金規定】（複利型）

第1条 預金の支払時期

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

第2条 利率の変更

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、預入金額に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

第3条 利息

- この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および取引明細書に記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%

- | | |
|---------------|----------|
| ④ 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条 預金の解約

この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

以 上
(2020年4月1日改訂)

【自動継続変動金利定期預金規定】(複利型)

第1条 自動継続

- この預金は、満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- この預金の継続後の利率は、預入金額に応じて、継続日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、継続日における当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第2条 利率の変更

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。本条および第3条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、更後の利率は、預入期間に応じて、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（スーパー定期）または自由金利型定期預金（大口定期預金）の店頭表示の利率に、当社所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

第3条 利息

- この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および取引明細書に記載の利率（第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1条第2項に規定する利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
- 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率により計算します。
- この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%

- | | | |
|---|-------------|----------|
| ④ | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90% |

4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第4条 預金の解約

この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

以 上
(2020年4月1日改訂)